4　広報室は、第一項第十二号及び第十三号に掲げる事務をつかさどる。

（公文書監理室の所掌事務）

第十二条の三　公文書監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　総裁、人事官及び事務総長の官印並びに院印の保管に関すること。

二　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

三　人事院の所掌事務に関する官報掲載に関すること。

四　人事院の保有する情報の公開に関すること。

（情報管理室の所掌事務）

第十二条の四　情報管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　人事院の所掌事務に関するサイバーセキュリティの確保に関すること。

二　人事院の情報システムの整備及び管理に関すること。

三　前二号に掲げる事務及びこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関すること。

四　人事院の保有する個人情報の保護に関すること。

（参事官の職務）

第十二条の五　（略）

（調査職）

第四十六条　（略）

2　事務総局に置く調査職は、命を受けて、事務総局に置く五課、二室及び参事官の所掌事務のうち専門的事項の調査並びに企画及び立案に関する事務を行う。

3　（略）

附　則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年三月二十九日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則二―一四―一五

人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
人事院の職員（常勤を要しない職員を除く。以下同じ。）の定員は、六百二十八人（うち十二人は、国家公務員倫理審査会事務局の職員の定員とする。）とする。	人事院の職員（常勤を要しない職員を除く。以下同じ。）の定員は、六百二十六人（うち十二人は、国家公務員倫理審査会事務局の職員の定員とする。）とする。

附　則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

4　情報管理室は第一項第十五号及び第十六号に掲げる事務並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する事務並びに同項第十七号に掲げる事務を、広報室は同項第十八号から第二十号までに掲げる事務をつかさどる。

（新設）

（新設）

（参事官の職務）

第十二条の三　（同上）

（調査職）

第四十六条　（同上）

2　事務総局に置く調査職は、命を受けて、事務総局に置く五課及び参事官の所掌事務のうち専門的事項の調査並びに企画及び立案に関する事務を行う。

3　（同上）